

整理番号	2-9
------	-----

令和2年度

第419回 千葉地方最低賃金審議会  
議事録

令和2年 8月 5日  
16:50～17:03  
千葉労働局1階会議室

令和2年度  
第419回 千葉地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日時 令和2年8月5日(水) 16:50~17:03
- 2 場所 千葉労働局1階会議室
- 3 出席者(委員)  
公益委員  
大澤委員、鈴木委員、中原委員、大竹委員  
労働者側委員  
高柳委員、太田委員、近藤委員、野田委員、阪口委員  
使用者側委員  
渡部委員、今関委員、由川委員、稲葉委員、黒岩委員

- 4 議題
  - (1) 千葉県最低賃金専門部会からの報告について
  - (2) 千葉県最低賃金の改正決定について(審議・答申)
  - (3) その他

- 5 配付資料
  - (1) 千葉県最低賃金の改正決定に関する報告書(写)

6 議事内容

○ 大澤会長

ただ今から、第419回千葉地方最低賃金審議会を開催します。本審議会は、審議会運営規程第6条に基づき公開で開催することになりますので、労働局の掲示板に掲示いたしましたところ、傍聴を希望される方はいらっしゃいませんでした。

始めに、事務局から本審議会の成立について報告をお願いいたします。

○ 北川賃金室長補佐

報告いたします。本日は公益委員4名、労働者側委員5名、使用者側委員5名の出席をいただいております。したがって、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数を満たしており、本審議会は有効に成立しております。

○ 大澤会長

それでは、審議に入ります前に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。  
労働者側委員は高柳委員、使用者側委員は渡部委員にお願いいたします。それと、私、大澤が署名いたします。

早速、議事に入ります。千葉県最低賃金専門部会からの報告についてでございますが、専門部会の部会長を仰せつかっております私から、報告申し上げます。

本年7月6日に開催されました第417回本審議会におきまして、局長から千葉県最低賃金の改正決定について諮問がなされたことを受けまして、同日千葉県最低賃金専門部会の設置を決定し、7月22日、8月3日、8月4日、本日8月5日と4回にわたり、千葉県最低賃金の改正について慎重に審議してまいりました。

お手元の資料の千葉県最低賃金の改正決定に関する報告書のとおり専門部会としての結論を得たところでございます。お目通しをお願いいたします。

本年度の審議でも、労使双方から真摯な御意見が出され、着地点を見い出すべく、労使双方に慎重に議論いただきました。双方の主張についての説明は省かせていただきますが、終盤では、労使双方にかなり歩み寄っていただきました。特に労側については、本当に頑張って歩み寄っていただいたと思っています。

このため、公益委員としましては、調整の過程で、双方から「中賃の答申を尊重する」旨の発言をいただきましたことを重く受け止め、本県の経済情勢等の諸状況を加味し、2円を引き上げる時間額925円、引上げ額2円、発効日を令和2年10月1日とする公益委員案を提示し、調整を行ったところ、労使双方の意見に一致を見ることができ、報告書の取りまとめに至ったものです。

なお、発効日の令和2年10月1日は指定発効日ですが、法定発効日でもあります。

これを踏まえて、議題2の千葉県最低賃金の改正決定について、審議、答申に入ります。

ただ今報告したとおり、千葉県最低賃金専門部会としての結論を得たところでありますが、手続上、本日、当審議会としての結論を出さなければなりません。

労使の意見が一致しない場合には採決を行うこととなりますが、その前に、この場でおっしゃりたいことがあれば、御発言願います。

○一同「特にありません」の声

○ 大澤会長

ありがとうございました。

重ねて申し上げますが、千葉県最低賃金を2円引き上げ925円とする。現行どおり精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は参入しない。発効日は、令和2年10月1日ということです。

それでは、公益案は、千葉県最低賃金を2円引き上げ925円とする。現行どおり、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は参入しない。発効日は令和2年10月1日とするということで、皆様方の御賛同を今一度賜りたいと思います。

○一同「異議なし」の声

○ 大澤会長

ありがとうございました。

ただ今お諮りした案をもって、局長へ答申いたします。

事務局は千葉県最低賃金の改正決定についての答申文案を配付の上、朗読をお願いいたします。

○ 林賃金指導官

<答申文案朗読>

○ 大澤会長

内容につきましては、いかがでございましょうか。

よろしければ、千葉県最低賃金の改正決定について、局長に答申いたします。

<会長から局長に答申文を手交>

○ 村山賃金室長

ただ今、会長から答申をいただきましたので、局長から一言お礼を申し上げます。

○ 友藤労働局長

千葉県最低賃金の改正決定につきまして、ただ今、答申をいただき、厚く御礼申し上げます。

本年度の千葉県最低賃金の改正につきましては、7月6日の第417回の審議会に諮問し、その後、最低賃金専門部会を本日まで4回にわたり開催して審議をいただき、また、8月3日そして本日、改めて審議いただいたところです。

この間、委員の皆様には、真摯に議論いただき、心から感謝申し上げます。千葉労働局では、この答申を受けて、10月1日の発効に向け、千葉県最低賃金の改正手続を進めて参ります。

併せて、皆様のお力添えを得ながら、改正後の千葉県最低賃金額の周知に最大限取り組むとともに、助成金の活用について一層の周知を図ってまいります。本日は、誠にありがとうございました。

○ 大澤会長

ありがとうございました。千葉県最低賃金専門部会につきましては、任務を終了いたしましたので、最低賃金審議会令第6条第7項の定めるところにより、異議申出を審議することとなる次回本審議会の開催日をもって同専門部会を廃止することとしてよろしいか、お諮りいたします。

○ 一同「異議なし」の声

○ 大澤会長

了承いただきましたので、次回第420回本審議会の開催日をもって千葉県最低賃金専門部会を廃止いたします。事務局は、今後の日程について、説明してください。

○ 村山賃金室長

ただ今、審議会から千葉県最低賃金の改正決定について、答申をいただきましたので、最低賃金法第12条に基づき、答申要旨を公示し、異議申出を受けることになります。

公示期間は15日間で、本日、審議会終了後に公示し、8月20日木曜日までの間が、異議申出期間となります。

異議申出があった場合は、最低賃金法第12条により、その取扱いについて審議する必要が出て参ります。

その審議日程につきましてあらかじめ調整させていただいておりますので、本審議회를8月21日金曜日、午前11時00分から千葉労働局1階会議室にて開催させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 大澤会長

次回の本審議会の開催日時は、8月21日金曜日午前11時00分から千葉労働局1階会議室ということで、よろしくお願いいたします。

では、事務局から特定最賃の審議日程について説明をお願いします。

○ 村山賃金室長

8月3日に行われました第418回本審議会におきまして、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する審議を8月21日開催の第420回本審議会で行うこととなりました。

このため、8月21日の審議会においては、審議の状況に応じて、改正決定の諮問、特定最低賃金専門部会の設置について審議が及ぶこととなりますので、よろしくお願いたします。以上です。

○ 大澤会長

そのほかに何かございますか。特にないようですので、以上をもちまして閉会いたします。御協力ありがとうございました。